

吾等は簡單ながら以上の意味に於て同盟本部の合議制の確立を要求する本案を提出するのである。

〔具體的説明〕

- (一) 會長、主事は大會選出であるも本部を東京に置く關係上東京在住のものたる事
- (二) 常任執行委員は執行委員中より互選し、主として同盟の活動をなす事、故に東京在住のものに限る
- (三) 執行委員は各組合より日常活動可能なるものを選出す
- (四) 執行委員は各専門部長を兼任す、随つて執行委員を次の如く分つ
- (イ) 専門部長兼任執行委員（常任も同様）右は東京在住の者に限る
- (ロ) 執行委員關西方面より選出す
- (五) 各事務局は地方的運動の機關にして執行委員制度とす
- (六) 事務局に左の役員を置く

事務局主任——一名
執行委員——若干名

- (七) 事務局執行委員は各組合又は聯合會より選出す
- (八) 事務局主任は執行委員中より之を互選す
- (九) 本部執行委員會と事務局の連絡は各執行委員によつて密接に行ふ
- (十) 政治方面は政治部長並に各組合の政治部長を以て對策委員を構成し、政治方面の對策を協議せしめらる事
- (十一) 本部にては事務局が主體となる事
- (十二) 本部の各部長は毎月各組合の部長を召集し部長會議開催各部門の充實をはかる事
- (十三) 本部は毎月各組合より會費を組合員數に應じて嚴格に徴收し毎月機關紙を確實に發行する事大會に於て本案の可決の上は大會法規委員會にかつて同盟規約の修正をなす事

以上

一、完全なる労働組合法即時制定の件

〔理由〕

労働者の團結は労働運動の基礎であり核心である。労働者の團結のなき所に労働者生活の向上は求むること困難であり、労働立法も社會政策も又空名に終らざるを得ない。然るに我が國の資本家階級は今日まで全く労働者の團結を蹂躪し來つたのである。而して從來政府はしばしば組合法案の制定に着手せるも、常に資本家階級の強烈なる反對のため、遂に議會に提出するに至らざつた。然しなから時勢の進運はいつまでも此の正當なる労働者の團結を阻止することは出来ぬ。殊に濱口民政黨内閣は、大正九年以來其の進歩政策の看板として提唱し來つた言實の手前その實現に努力せざるべからざる情勢にある。唯問題は資本家階級及政府は、労働組合法制定を阻止する能はざ

同盟本部提出

る現下の情勢に於ては、如何にして生れんとする組合法をして之を普及せしめ、且つ労働組合運動取締り法たらしめんかといふことにある。それ故に我等労働階級は資本家階級の反對を撃破して、政府及び議會をして即時組合法制定を斷行せしむべく、猛運動をなすと共に、其の組合法の内容をして完全に労働者運動の自由を法的に確保せしめ、斷じて組合法をして労働者運動の壓制若しくは取締り法たらしめざる様奮闘せねばならぬ。労働運動の根柢である完全なる労働組合法獲得のために我等は今日其の全力を傾倒するの必要を痛感するものである。

吾等の労働組合法案

第一條 本法に於て労働組合と稱するのは労働生活の條件の維持改善を目的とする労働者の團體又は其の聯合を謂ふ。
第二條 本法の適用を受けんとする労働組合の代表者又は設立者は、組合規約を添へ、主なる事務所所在地の地方長官に届出づる事を要す、組合規約に